

松江市の全域を事業エリアに、相談支援専門員が相談支援を行います。

【営 業 日】 毎週月～金曜日

(但し、祝日及び8月13日～15日・12月29日～1月3日は除く)

【営 業 時 間】 8:30～17:30

【お問い合わせ】 TEL: 0852-21-5080

※3名の相談支援専門員が対応しております。

E-mail: s.nekusuto@sirayurikai.or.jp

●相談支援事業とは？

☆障がいをお持ちの方（児）やそのご家族のより良い生活を支援するため、様々な御相談に応じます。

地域の障がいをお持ちの方（児）やそのご家族がより良い日常生活を営むことができるよう、相談支援専門員が福祉サービス利用にあたっての相談及び日常生活全般に関する相談等に応じます。又、福祉サービスや生活の支援を希望する場合には、生活状況や心身の状況、生活上の希望等をお聞きし、必要と思われる支援について記載したサービス等利用計画書を作成いたします。

●サービス等利用計画書とは？ 誰が作るの？

障がい福祉サービスを利用される際に活用できるサービスの情報提供を行い、サービス提供事業所との調整や全体の支援方針を統一するための総合的なプランのことです。相談支援専門員が作成します。

●主な支援内容

- 1) 基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）.
- 2) サービス等利用計画書の作成
- 3) 訪問によるアセスメント及びモニタリング
- 4) サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- 5) 相談の内容に付帯する便宜

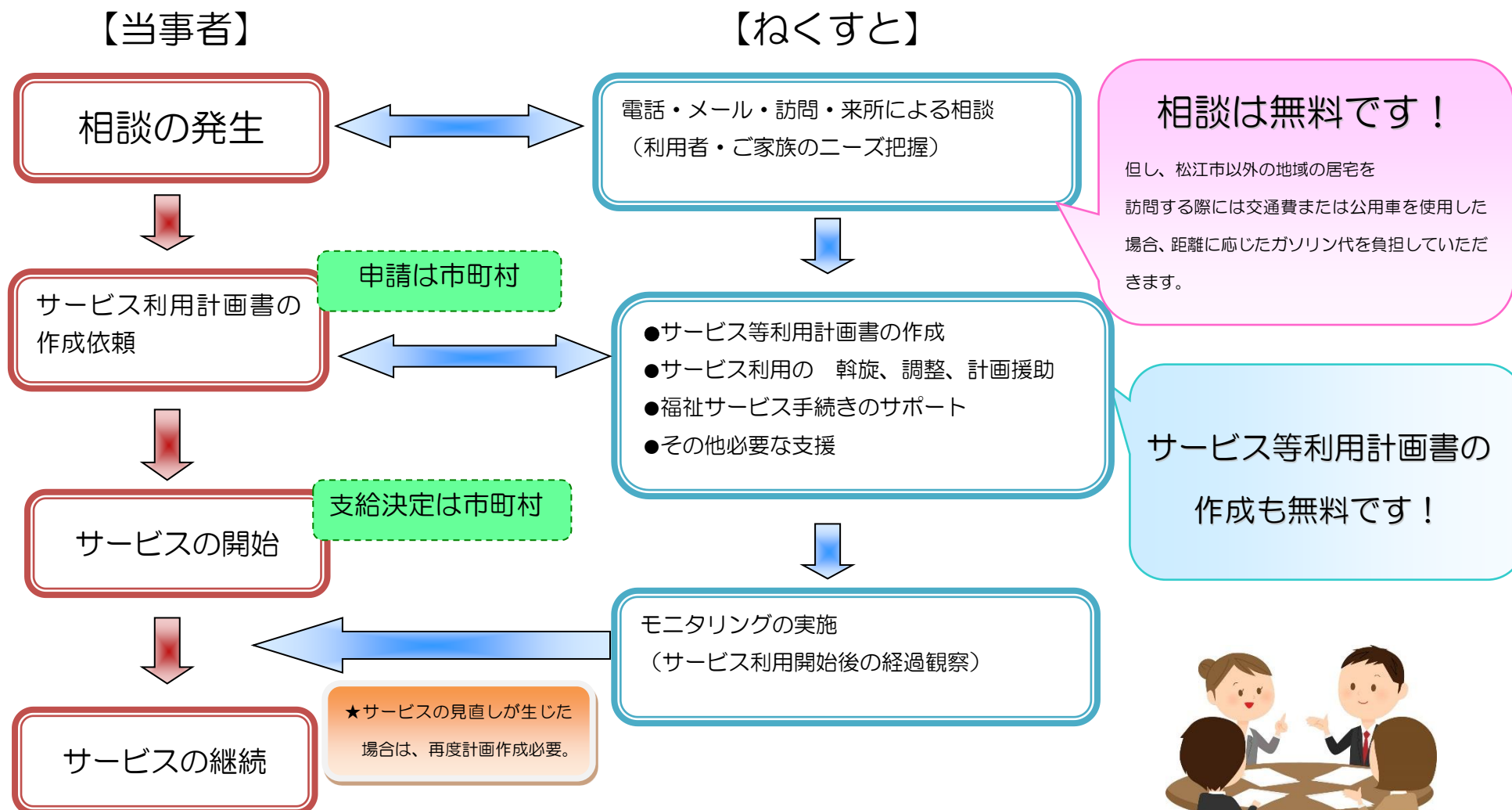


ねくすと

相談内容の一例

- ◆福祉の制度が知りたい
- ◆仕事がしたいけど・・・
- ◆ヘルパーさんを頼みたい
- ◆お金を管理して欲しい
- ◆外出が1人で出来ない
- ◆日中家にばかりいたくない
- ◆一人暮らしがしてみたい

●相談支援の流れ



☆精神障害者支援体制加算について（お知らせ）

平成30年12月より、精神科病棟等に入院する精神障がい者の方や、地域において単身生活等をする精神障がい者の方に対して、地域移行・地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、下記のとおり研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置しております。

記

●体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修●

① 研修名：「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」

開催日：平成27年12月1日～2日

開催場所：出雲合同庁舎

主 催：島根県健康福祉部 障がい福祉課

研修修了者：相談支援専門員（野々村範子）

② 研修名：「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」

開催日：令和4年11月9日～10日

開催場所：朱鷺会館（出雲市）

主 催：島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

研修修了者：相談支援専門員（小川 剛）



☆行動障害支援体制加算について（お知らせ）

令和元年 10月より、行動障害のある知的障害者や精神障害者の方に対して、適切な計画相談支援等を実施するために、下記のとおり研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置しております。

記

●体制加算を算定するにあたって要件となる受講済み研修●

研修名：「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」

開催日：平成27年12月1日～2日

開催場所：出雲合同庁舎

主催者：島根県健康福祉部 障がい福祉課

研修修了者：相談支援専門員（野々村範子）

